

一般競争入札に関する公告

独立行政法人情報通信研究機構の役務の提供等に係る一般競争入札について、下記のとおり公告する。

平成23年1月27日

独立行政法人 情報通信研究機構
契約担当理事 鈴木 茂樹

- 1 請負件名
恩納研究庁舎建物等維持管理及び機械警備業務請負作業
詳細別紙仕様書のとおり
- 2 請負期間および請負場所
別紙仕様書のとおり
- 3 競争参加資格
 - (1) 当機構競争参加資格「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。
 - (2) 物品等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成19年4月16日07財務部通知第2号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。
 - (3) 下記4で求められた書類を提出し、応札者としての条件を満たした者であること。
- 4 入札者に求められる義務等
入札に参加しようとする者は、本件の履行にあたって資格・要件を有することの証明として、次に示す書類を提出しなければならない。
 - (1) 競争参加資格審査結果通知書の写し
 - (2) その他入札説明書で求める書類等
- 5 入札関連書類の取得可能期間
平成23年1月27日 から 平成23年2月10日 まで
- 6 入札書等提出書類の受領期限並びに提出場所（郵便による場合も同様）
平成23年2月21日 17:00 必着
東京都小金井市貫井北町4-2-1
独立行政法人情報通信研究機構 財務部会計室
役務契約チーム (TEL:042-327-6078)
- 7 開札の日時及び場所
平成23年3月2日 14:20
独立行政法人情報通信研究機構 研究本館1階 入札室
- 8 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 11 入札保証金および契約保証金
免除

「仕様書等修正」「質疑応答情報」のお知らせ方法の変更について

入札説明書等は財務部窓口で交付しておりましたが、“物品・役務契約”案件はより多くの業者様に参加いただけるよう、ウェブサイトに掲載することといたしました。

これに関連して、一部対応が変更となりますので、お知らせいたします。

記

(1) 仕様書等の修正、資料追加のお知らせについて

修正等がある場合、従前は入札説明書等を取りに来ていただいた業者様にメール、FAXで連絡しておりましたが今後は行いません。修正等がある場合、ウェブサイト上に掲載しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

(2) 仕様書の質疑応答の情報について

仕様書に関して質疑応答があった場合、入札説明書を取りに来られた業者様にメール、FAXで情報提供を行っていましたが今後は行いません。

質疑応答があった場合にはウェブサイト上に掲載しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上

| | | |
|---------|---|-------|
| 件名 | 恩納研究庁舎建物等維持管理及び機械警備業務請負作業 | |
| 提出書類・部数 | 入札書、下見積書、資格審査結果通知書の写し 適合証明書、証明資料及び付属説明資料 各1部 <u>※入札書は開札日に開封します。その他の提出書類は、 開札前に審査しますので、同封しないでください。</u> ※委任状は開札日当日にお持ちください | |
| 入札説明会 | なし | なし |
| 提出期限 | 平成23年2月21日 | 17:00 |
| 開札日 | 平成23年3月2日 | 14:20 |
| 開札場所 | 情報通信研究機構 本部 入札室 <u>※当日は入札室へ直接お越しください。</u> <u>※印鑑、及び予備の入札書3枚をご持参ください。</u> | |
| 掲載書類 | 入札説明書 委任状 委任状記載例 入札書 入札書記載例 仕様書 契約書（案） | |

★ 入札等に関するお問い合わせ・仕様内容に関する質問事項については、Eメールにて当機構ホームページの“調達情報”の書式にありますフォーマットにより事務担当までご連絡いただきますようお願いいたします。なお、仕様書内容に関する質問事項の受付期限は、当機構ホームページ“調達情報”に示す、“入札説明書交付期限”の翌々日の午前中とさせていただきます。

※土日祝日の場合には翌営業日の午前中とします。

★ 開札日は守衛室で受付後、5分前を目処に入札室へ直接お越しください。なお、委任状は入札室にて受理いたします。

事務担当： 役務契約チーム 尾辻

TEL/FAX： 042-327-6078/7591

Eメール： otsu@nict.go.jp

住所： 184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

入札説明書

(役務 最低価格落札方式)

独立行政法人 情報通信研究機構

1. 入札資格

- (1) 次項に該当する者は、本入札に参加する資格を有しないものとする。
- (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。
- (イ) 次の各号のいずれかに該当する事実があるため、当機構が不相当と認めた者。
- ① 契約の履行に当たり故意に作業を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
 - ④ 当機構職員による監督又は検査の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なしに契約を履行しなかった者
 - ⑥ その他、当機構に損害を与えた者
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があるため当機構が不相当と認めた者を、代理人、支配人及びその他使用人として使用した者
- (2) 競争参加資格
- (ア) 当機構競争参加資格、「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。
又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。
- (イ) 入札書の提出期限の日から開札までの期間に、当機構から「物品等の契約に係る指名停止等の措置要領」（平成19年4月16日07財務部通知第2号）に基づく指名停止を受けていないこと。
国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 競争参加資格の審査申請
競争参加資格を有しない者で本件入札に参加を希望する者は、速やかに資格審査申請を行わなければならない。
<問合せ及び申請書の提出先>
〒184-8795 東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号
情報通信研究機構財務部会計室役務契約チーム TEL 042-327-6115

2. 提出書類

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類を提出しなければならない。
- (ア) 入札書（封筒に入れ密封）
- (イ) 委任状（代理人による場合） ※委任状は開札日当日にお持ちください。
- (ウ) 競争参加資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書の写し等）
- (エ) 当機構の交付する仕様書に基づく下見積書（別紙1参照）
- (2) 当機構へ提出する書類については、入札者において準備、作成することとし、作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- (3) 当機構がいったん受領した書類は、返却しない。
- (4) 原則として、入札者が提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者が自己の有利を目的に、提出する書類に虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断された場合は、無効とする。

3. 入札書の記載方法

- (1) 入札書の作成及び提出方法
- (ア) 入札書は日本語で記載すること。なお、金額については邦貨（円）とする。
- (イ) 入札書は当機構所定の様式によること。
- (ウ) 入札書に記載する事項は次のとおりとする。
- ① 入札金額 ※落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消

費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札金額は、作業に要する一切の諸経費を含めたものとする。

②入札件名

※仕様書の通り

③単位・数量

※仕様書の通り

④入札年月日

※提出年月日とする

⑤入札者氏名及び押印

※法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者氏名並びに印とする。外国業者にあっては、押印は署名をもって代えることができる。

(エ) 入札書を提出する場合には、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開札「〇〇（※入札件名）」の入札書在中」と朱書しなければならない。

(オ) 郵便等による場合は、前記（エ）により作成し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめて別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、提出期限までに事務担当まで郵送（必着）しなければならない。なお、入札回数は4回までのため、提出は4枚までとする。また、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(カ) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(2) 無効の入札書

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(ア) 本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者（資格審査が開札時までには終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったものを含む）の提出した入札書

(イ) 入札日時までに入札場所に提出されない入札書

(ウ) 委任状の無い代理人により提出された入札書

(エ) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者により提出された入札書

(オ) 2通以上の同時の入札書

(カ) 記載事項が不備な入札書で次に該当するもの

①入札金額が不明確なもの

②入札件名等が示したものと異なるもの

③入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載のないもの

④その他記載事項が不備又は判読できないもの

⑤金額及びその他記載事項を訂正したもの。訂正印使用も無効とする。

(3) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(4) 代理人による入札

(ア) 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名及び名称又は商号並びに代理人であることを表示の上、当該代理人の氏名及び印（外国人の署名を含む）を記名、捺印するとともに、開札時まで当該代理人に係る委任状を提出しなければならない。

(イ) 入札者または、その代理人は本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

4. 入札保証金及び契約保証金 免除

5. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

(2) 落札者は、競争参加資格をすべて満たし、当機構で定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない当機構の職員を立ち合わせて行う。

(4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。また、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- (5) 入札者又はその代理人は、当機構の契約担当等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合以外には、開札場所を退出することができない。
- (6) 開札において、各入札者の入札がいずれも予定価格に達しない場合には、直ちにその場で再度の入札を行う。なお、当該入札回数は4回までとする。
- (7) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない当機構の職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- (8) 落札者を決定したときは、落札者の氏名及び落札金額を各入札者に通知する。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
- (9) 当該落札者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、価格の最も低いものをもって落札者とする。

6. 契約条件等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の作成
 - (ア) 競争入札を行い契約の相手方が決定した時は、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
 - (イ) 契約書は、別紙契約書（案）により2通作成し、双方各1通を保管する。
 - (ウ) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は当機構所定のもを交付する。
 - (エ) 当機構の契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名、押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約代金の支払方法、支払の場所及び時期
 - (ア) 契約代金は、銀行振込によりあらかじめ届出のあった指定金融機関への振込みとする。
 - (イ) 契約代金は、契約の履行後に当機構が行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日を含む月の翌月末までに支払うものとする。
- (4) 落札者が契約の締結を辞退し、又は契約書の提出をしない時は、この落札は無効とする。

下見積書作成要領

下記により下見積書を作成し、提出期限までに御提出いただきますようお願いいたします。

- * 積算額については、作業に要する一切の諸経費を含めた総額で見積願います。
- * 見積の内訳については、1式とすることなく、仕様書による各作業項目毎に、労務費（時間数×労務単価表示にて）、諸経費等詳細に明示願います。また、同労務単価及び諸経费率等の確認ができる証明書類（社内規程写し等）の資料を添付願います。資料においては、御社規程上は、1人日が何H、1人月が何日かという部分もお知らせください。
- * 現地対応等で、旅費・宿泊費等が発生する場合は、これに対する社内規定等、その内容を確認できる資料（写し等）を添付願います。当該資料に関して、部外秘等の扱いがある場合は、当該費用の御社内価格証明書等の作成（適宜様式）をお願いいたします。また、交通費、運賃等については、既に消費税相当額が含まれたものがほとんどですので、別項目計上或いは、消費税相当額を割戻し計上してください。
- * 本業務実施にあたり下請け等の作業が発生する場合は、下請者の御見積（写し）も添付ください。
- * 既製品の購入等がある場合は、その製品名、型番をあきらかにし、当該品のカタログあるいは、仕様書等を添付ください。また、製品定価のあるものは、その価格表もあわせて添付ください。（購入会社の見積がある場合は、その写しでも結構です。）
- * 見積上労務費以外の経費が発生する場合（諸経費除く）、何に要する経費か明らかにしてください。
- * 出精値引のある場合については、必要経費等積上げ後、消費税を計上する前に値引き処理願います。

委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構
契 約 担 当 理 事 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

受任者氏名
及び使用印

印

委任事項 独立行政法人情報通信研究機構において行われる、以下の入札に関する一切の権限

件名 恩納研究庁舎建物等維持管理及び機械警備業務請負作業

記載例

記入箇所

委任状

平成 年 月 日

情報通信研究機構契約担当理事 殿

住所
会社名
代表者名

[住所欄]
[会社名欄]
[代表者名欄]

[社印]
[代表者印]

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

受任者氏名
及び使用印

[受任者氏名欄]

印

※開札時に代表者の方が立ち会えない場合、本紙を作成の上御提出ください。上記受任者は入札立会者の名称でお願いいたします。また、競争参加資格の取得者が、御本社であり、入札契約行為が営業所対応となるような場合は、各権利（契約の件、入札の件、代金収受の件等）委任を証明する委任状もあわせて御提出ください。（様式適宜）

委任事項 情報通信研究機構において行われる、以下の入札に関する一切の権限

件名 恩納研究庁舎建物等維持管理及び機械警備業務請負作業

※委任状は開札日当日にお持ちください

入札書

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構
情報通信研究機構契約担当理事 殿

入札者 氏名 _____ 印

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

金 _____ 円

内 訳

| 品名及び規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 合価 |
|---------------------------|----|----|----|----|
| 恩納研究庁舎建物等維持管理及び機械警備業務請負作業 | 式 | 1 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

金額は、契約希望金額の100/105に相当する金額であること。

記載例

入札書

独立行政法人 情報通信研究機構
 情報通信研究機構契約担当理事 殿

平成 年 月 日

提出日

会社名
 代表者名 社印 代表者印

入札者 氏名

受任者 印

委任された方
 ※入札日に提出される1回目の札には不要です。
 開札時に会場で受任者の方が記載頂く2回目以降の札には必要で

委任状と同じもの

記入個所

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

金 円

内 訳

| 品名及び規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 合 価 |
|---------------------------|----|----|----|----------------------|
| 恩納研究庁舎建物等維持管理及び機械警備業務請負作業 | 式 | 1 | | <input type="text"/> |
| | | | | . |
| | | | | . |
| | | | | . |

入札価格(入札説明書 3(1)(ウ)①参照)

- (注1) 金額は、契約希望金額の100/105に相当する金額であること。
- (注2) 入札書は、封筒に入れ密封してください。
- (注3) 開札日当日には、予備の入札書3枚をご持参ください。

仕 様 書

1. 件 名 恩納研究庁舎建物等維持管理及び機械警備業務請負作業
2. 目 的 恩納研究庁舎の建物等の維持管理、及び機械警備業務作業を行って頂き建物の劣化を最小限にとどめ、不具合、故障個所の早期発見で大きなトラブルの発生を回避し、機械警備によって建物のみならず、職員の安全性を確保するため。
3. 作業期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日
4. 作業場所 沖縄県国頭郡恩納村恩納野原 4484
沖縄亜熱帯計測技術センター
5. 作業内容 本件作業は（1）から（9）までである。
 - （1） 日常建物設備維持管理作業
 - （2） 清掃作業
 - （3） 害虫駆除及び防除作業
 - （4） 空調設備保守点検作業
 - （5） 消防設備保守点検作業
 - （6） し尿浄化槽保守点検作業
 - （7） 給水装置保守点検作業
 - （8） 浄軟水器保守点検作業
 - （9） 機械警備業務

作業内容詳細

- （1） 日常建物設備維持管理作業
 - A. 電気設備の運転操作及び監視（受変電設備、配電設備、非常用発電設備、動力設備、電気設備）
 - B. 空調設備の運転監視（空調設備、換気設備）
 - C. 給排水設備の運転監視（給水設備、中水設備、浄化槽設備）
 - D. 消防設備等防火設備の操作及び監視（自動火災報知設備、消火設備、非常放送設備、誘導灯）
 - E. 衛生設備の点検（衛生器具設備、給湯設備）
 - F. その他建物に付帯する設備の運転・状況監視（E V 設備、外灯、T V 共聴設備、避雷針設備、地下タンク、照明設備、トイレほか構内各設備）
 - G. 請負者は第 2 種電気工事士以上の資格を有する者で当センターと同規模以上の施設で建物設備維持管理作業を行なった経験がある者をもって当該作業を行わせること。
 - H. 本作業に必要な、測定機器、工具、保護具は請負者において用意すること。
 - I. 作業終了後、作業日報を提出し当機構担当者の確認を受けること。日報の様

式は適宜とするが、事前に当機構担当者の確認を受けること。

- J. 作業日は作業期間のうち原則土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）を除く毎日（但し土日祝に警備員より施設設備の異常対処につき電話等で問い合わせがあれば対処法を教示すること。）
- K. 作業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。

（2） 清掃作業

A. 一般事項

ア 清掃範囲

別紙 1 及び 2 に記載された範囲とする。

また、作業については、総合清掃と定期清掃に分けて実施すること。

イ 使用材料

清掃に使用する材料・掃除用具は、当機構担当者の検査に合格または指定したものを使用し、特に指定しないものについては品質良好なものを用い、床材等清掃対象物に損傷を与えないもの及び適合したものを使用すること。

ウ 作業基準

- ・ 総合清掃の実施にあたっては、清掃区域内の調度品で日常その移動を行わないものについてはそのままの位置で、また、簡便に移動できるものについては移動して実施すること。
- ・ 定期清掃のうち床洗浄を行う場合には、当機構担当者の指示により移動できる調度品は移動して実施すること。
- ・ 総合清掃を実施する場合、各区分毎の各作業回数について当機構担当者が特に指示した場合は、一部を省略または、増加して実施すること。

B. 総合清掃

別紙 1 総合清掃作業表のとおり実施すること。

C. 定期清掃

別紙 2 定期清掃内訳表のとおり実施すること。

D. 作業終了後、当所担当者の確認を受けること。

E. 作業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。ただし、当機構担当者との協議の上、仕様内容に支障のない範囲で変更しても差し支えない。

（3） 害虫駆除及び防除作業

A. 防除作業

ア 昆虫等（衛生害虫）及びねずみの防除

イ 作業回数 1 回／年

実施時期については、当所担当者との協議して決めること。

ウ 定期検査 2 回／年（防除作業事前及び事後）

B. 作業内容

ア 昆虫等の防除

- ・ 使用薬剤 有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤、防虫シート
- イ ねずみの防除
- ・ 捕獲処理 ねずみの通路、生息場所になりやすい箇所に特殊粘着シートを配置すること。
- ・ 毒餌処理 倉庫、物陰等ねずみの生殖場所になりうる箇所に毒餌ベイト（パウダー）を配置すること。
- ・ 接触処理 ねずみの通路、生息場所、侵入口等の箇所に接触ベイト（パウダー）を配置すること。
- C. 定期検査
 - ア. 防除作業実施前に昆虫等、ねずみの生息状況を調査し、駆除のチェックポイントの確認を実施すること。
 - イ. 防除作業後は、防除効果確認のため生息状況調査を実施すること。
 - ウ. 作業終了後、作業実施報告書を提出し、当所担当者の確認を受けること。
- D. 請負者は、厚生労働大臣指定「防除作業監督者講習」を終了したものに当該作業を行わせること。

(4) 空調機保守点検作業

- A. 作業対象機器 別紙 3 対象機器表のとおり。
- B. 作業実施回数 1 回／年 実施時期については、当機構担当者と協議の上決めること。
- C. 点検項目
 - ア. 電気系統・電装品
 - イ. 室外機（運転状況、圧縮機、液管温度、ガス管温度、吸込圧力、吐出圧力、送風機、熱交換器、電気回路）
 - ウ. 室内機（運転状況、エアークリナー、送風機、熱交換器、電気回路、吐出温度）
 - エ. 冷媒サイクル
 - オ. フィルター及び化粧パネルの清掃
- D. 必要に応じて除塩フィルターの交換を行なうこと。
（除塩フィルターの納品・廃棄は別契約とする。）
- E. 作業終了後、当機構担当者の確認を受け、作業実施報告書を作成し確認を受けること。

(5) 消防設備保守点検作業

- A. 作業対象機器
 - ア. 消火器ABC粉末10型4本、同6型15本
 - イ. 自動火災報知器 一式
 - ウ. 誘導灯設備 一式
- B. 点検項目
 - ア. 外観点検及び機能点検

イ. 総合点検

C. 実施方法

消防庁公示第3号（昭和50年4月1日）及び同公示第8号（昭和55年9月29日）に基づく点検基準に定められる方法で実施すること。

D. 点検結果報告書

作業終了後、当機構担当者の確認を受け、点検結果を記録した報告書を1部提出すること。

なお、関係法規の規定により消防署への報告を要する時期には、その必要部数を別途作成し、請負者の責任において所轄の消防署へ提出すること。

(6) し尿浄化槽保守点検作業

A. 作業対象浄化槽 分離接触ばっ気式+3次処理式（放流先 雑用水槽）
40人槽 NHB型

B. 点検項目

ア. 定期点検 4回/年

イ. 消毒剤充填 4回/年

ウ. 一般水質検査 4回/年

エ. 汲取り及び法定検査 1回/年

オ. 実施時期については、当機構担当者との協議の上決める。

C. 実施要領

実施にあたっては、沖縄県文化環境部環境整備課による「沖縄県浄化槽取扱要綱」に基づき行うこと。

また、法定検査とは、浄化槽法第11条による検査のことをいう。

D. 点検結果報告書

作業終了後、当所担当者の確認を受け、点検結果を記録した報告書を1部提出すること。

(7) 給水設備保守点検作業

A. 作業対象機器

受水槽 SUS製単板構造2槽式 4m³

給水用加圧ポンプ SUS製自動加圧ポンプユニット

雑用水加圧ポンプ 同

薬注装置 川本製滅菌ポンプ・薬液貯槽・発振式流動計

（薬液の補充は本契約に含む 年間使用量見込み1リットル程度）

B. 点検項目

ア. 水質検査 1回/年

・ pH値 試験

・ 色度 試験

・ 鉄 試験

・遊離残留塩素 試験

イ. 受水槽清掃 1回/年

ウ. ポンプ作動及び液漏れ点検 1回/年

エ. タンク液漏れ 1回/年

オ. 配管液漏れ 1回/年

カ. 実施時期については、当所担当者と協議の上決める。

C. 点検結果報告書

作業終了後、当所担当者の確認を受け、点検結果を記録した報告書を1部提出すること。

(8) 浄軟水器保守点検作業

A. 作業対象機器

浄軟水器アビオRS-10L型 (クタク株式会社製)

B. 点検場所

ア. 1階ロビー冷水機 1箇所

イ. 1階厨房 2箇所

C. 点検項目

ア. 水質検査 1回/年 (全硬度指示薬を用いる検査と塩素を調べる検査)

イ. 濾材交換 1回/年

ウ. 実施時期については、当所担当者と協議の上決める。

D. 点検結果報告書

作業終了後、当所担当者の確認を受け、点検結果を記録した報告書を1部提出すること。

(9) 機械警備業務

A. 実施概要

請負者は、当所が設置した機械警備装置(人感センサ、ガラス破壊センサ、マグネットスイッチ、火災検知器及び集中管理装置など)が発する異常発生時の信号を当所の一般加入電話回線を利用して監視センターで常時監視すること。また、異常発報があった場合は遅滞なく当所の緊急連絡者に連絡すると共に緊急要員を警備対象施設へ30分以内に急行させ事態の確認を行い、被害の拡大防止に必要な処置を講ずること。又、必要がある場合は速やかに警察又は消防等の関係機関に連絡すること。

B. 警備の内容

ア. 不審者、不法行為者の早期発見と措置

イ. 警備対象施設の異常の発見

ウ. 火災の早期発見と初期消火

- エ. 盗難の早期発見と阻止
- オ. 通報装置の点検及び操作
- カ. 警備対象施設の停電，復電のモニター
- キ. その他，当所が指示する事項

C. 警備の開始と終了時間

作業施設において，“警備”状態になっている部屋または場所を 24 時間毎日監視・警戒すること。

D. 異常事態発生時の対処

異常発報があった場合は遅滞なく当所の緊急連絡者に連絡すると共に緊急要員を警備対象施設へ 30 分以内に急行させ事態の確認を行い，被害の拡大防止に必要な処置を講ずること。又，必要がある場合は速やかに警察又は消防等の関係機関に連絡すること。なお，異常発報の種類の違いに応じて対処方法が異なるので，双方に行違いがないよう担当者と十分協議して決めること。

E. 警備に必要な機器の責任範囲

各種センサから異常時の信号を発する集中管理装置までの機器（機械警備装置）については当所の責任とする。また，この信号を受信し送信機及び一般加入電話回線を利用して常時監視するまでの機器（通報装置）について請負者の責任とする。

F. 通報装置の管理

- ア. 請負者は警備業務を支障なく実施するために，適宜通報装置の点検を行いその維持管理につとめるものとする。
- イ. 請負者は通報装置に故障又は異常があった場合は，直ちに機器の交換又は補修等の処置を行い，業務に支障の無いよう代替措置を講ずるものとする。

G. 通報装置の機能

- ア. 通報装置は，当所が指定する以下 9 種類の異常信号を区別して発報・監視できるものとする。

1 火災盤からの異常信号

2～7 1階共用部

1階南系統

1階北系統

2階共用部

2階南系統

2階北系統 にある ガラス破壊センサー

動きを感知するセンサーからの異常信号

8、9 HTC 盤の停電信号

異常信号の送信機が停電した場合の信号

- イ. アのうち1種類は、送信機の供給電源は非常用電源（AC100V）を使用し、停電時の停電信号及び復電信号も送信できるものとする。
- ウ. 通報装置は本契約内で請負者が設置すること。

H. 協定事項

- ア. 当所の退出者は、必要な個所または全館を“警備”状態にセットする。
- イ. 当所の退出者は、次の事項を確認の上“警備”状態にセットすること。
 - ・窓、扉など施錠すべき箇所の施錠点検.
 - ・煙草の吸殻、ガス等の火気使用箇所の事後処理.
 - ・不要灯などの消灯.
- ウ. 当所の入室者は、必要な個所または全館を“警備解除”状態にする。

I. 鍵等の預託

警備を実施する上で必要な鍵、カード等は、請負者に預託するものとし、請負者がその受領書を交付しその所在を確認できるようにするとともに、厳重に保管及び取り扱うものとする。

J. 緊急連絡先の指定

当所の緊急連絡者は予め指定し、その名簿を請負者に提出するものとする。また、緊急連絡者に変更があるときは、その都度変更した名簿を請負者に提出するものとする。

K. 報告事項等

- ア. 請負者は事故発生時の際、当機構担当者に速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後日書面をもって報告すること。
- イ. 請負者は、日別に警備状況、処置事項、改善事項等を記載した月間警備報告書を提出し、検査を受けること。
- ウ. その他、必要と認められる事項

L. その他

警備員に対する指揮命令は、原則として請負者または請負者の委任を受けたものが行うこと。

(10) その他特記事項

- A. 維持管理・保守点検作業後、不良箇所の修理等については、部品等の交換を生じない軽微な作業等であれば本契約内で行い、部品等の交換が生じる作業等であれば速やかに見積書を当機構担当者に提出すること。

6. 貸与品の有無

無し

7. 提出及び検査

報告書提出、検査について：

毎日実施する作業の場合は「作業日報」、定期的、臨時に実施する作業については「作業報告書」とし、作業完了後に1部提出。必要に応じて写真の提出を求める。

報告書の記述内容が適切か、NICT 担当者がチェックを行う。

提出先：沖縄亜熱帯計測技術センター

8. 注意事項、その他

- (1) 本仕様書は作業の大要を示したものであり、詳細については当機構担当者
と打合せの上、行き違いの内容に留意すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項であっても、本作業遂行に必要なもの及び当機
構担当者が別途指示する軽微な作業については、請負金額の範囲内で実施す
ること。
- (3) 本件作業遂行中に、建築物、工作物等に損害を与えた場合は速やかに当機
構担当者に連絡するとともに、作業請負者の故意または重大な過失による場
合は、作業請負者の責任においてこれを現状に復し、または損害を賠償する
こと。
- (4) 本作業の履行するにあたり、各建物及び設備の安全、建物内外の衛生環境
維持のために定められた法律、政令、条例等関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、当機構担当者に申し出てその指示に従う
こと。
- (6) 前年度に当作業を請け負った者以外の当作業を落札した請負者で、前業者
からの引継ぎが必要な場合は、請負者の責任で前業者から引継ぎを受け、請
負期間到来後は速やかに作業を遂行すること。

定期清掃内訳表

| 1階 | 床材 | m ² | 2階 | 床材 | m ² | ※清掃回数 窓ガラス清掃・・・1回/年 カーペット洗浄・・・1回/年 | | | |
|-------------|------------|----------------|--------------|----------|----------------|--|-------------|----------------------|------------|
| 風除室 | 大型陶板タイル | 42.04 | 環境情報利用研究室 | タイルカーペット | 87.6 | | | | |
| エントランスホール | 大型陶板タイル | 89.19 | 海洋環境研究室 | タイルカーペット | 87.6 | | | | |
| 大会議室 | タイルカーペット | 148.59 | 大気環境研究室 | タイルカーペット | 87.6 | | | | |
| 調整室 | タイルカーペット | 18.05 | WC(W) | ビニール床 | 9.62 | | | | |
| 大会議準備室 | タイルカーペット | 11.57 | WC(M) | ビニール床 | 12.05 | | | | |
| WC(W) | ビニール床 | 15.84 | 浴室 | UB | 1.86 | | | | |
| WC(M) | ビニール床 | 16.76 | 脱衣室 | ビニール床 | 1.15 | | | | |
| 多機能便所 | ビニール床 | 4.38 | 洗濯室 | ビニール床 | 3.59 | | | | |
| 事務室 | タイルカーペット | 43.85 | 宿直室 | 畳 | 18.73 | | | | |
| 応接室 | タイルカーペット | 11.32 | 湯沸室C | ビニール床 | 6.14 | | | | |
| 所長室 | タイルカーペット | 23.90 | 招へい研究者室 | タイルカーペット | 23.99 | | | | |
| セミナー室A | タイルカーペット | 67.79 | サーバーネットワーク室 | タイルカーペット | 88.06 | | | | |
| 準備室A | タイルカーペット | 3.98 | データ保管庫 | タイルカーペット | 17.87 | | | | |
| 準備室B | タイルカーペット | 4.27 | 電離層観測室 | タイルカーペット | 65.93 | | | | |
| マルチメディア会議室 | タイルカーペット | 54.98 | 廊下 | タイルカーペット | 114.48 | | | | |
| 資料室 | タイルカーペット | 41.29 | 階段1 | タイルカーペット | 17.35 | | | | |
| 食堂・談話室 | フローリングブロック | 65.93 | 階段3 | タイルカーペット | 7.05 | | | | |
| 工作室 | 合成樹脂塗床 | 17.92 | 2階合計 | | 650.67 | | | | |
| 実験準備室 | タイルカーペット | 35.85 | 3階 | 床材 | m ² | | | | |
| 衛生機械室 | 合成樹脂塗床 | 31.42 | 観測機器置場1 | 合成樹脂塗床 | 19.26 | | | | |
| 湯沸室A | ビニール床 | 2.54 | 観測機器置場2 | 合成樹脂塗床 | 19.60 | | | | |
| 湯沸室B | ビニール床 | 1.78 | EVホール | 合成樹脂塗床 | 9.18 | | | | |
| 廊下 | タイルカーペット | 177.88 | 廊下 | 合成樹脂塗床 | 6.94 | | | | |
| TELコーナー | 大型陶板タイル | 19.15 | 3階合計 | | 54.98 | | | | |
| 階段1 | タイルカーペット | 17.35 | 展示棟 | 床材 | m ² | | | | |
| 階段2 | タイルカーペット | 17.35 | 展示室 | タイルカーペット | 196.35 | | | | |
| エレベーター | ビニール床 | 4.00 | セミナー室B | タイルカーペット | 38.92 | | | | |
| | | | 準備室C | タイルカーペット | 9.42 | | | | |
| | | | WC(M) | ビニール床 | 5.30 | | | | |
| | | | WC(W) | ビニール床 | 4.43 | | | | |
| | | | 廊下 | タイルカーペット | 4.95 | | | | |
| 1階合計 | | 988.97 | 展示棟合計 | | 259.37 | | | | |
| | | | | | | 窓ガラス面積 | | m² | |
| | | | | | | 全館合計 | | 280 | |
| | | | | | | 材別 | 作業方法 | m² | |
| | | | | | | タイルカーペット | 洗浄 | 1489.34 | |
| | | | | | | ビニール床 | ワックス清掃 | 65.91 | |
| | | | | | | 合成樹脂塗床 | ワックス清掃 | 104.32 | |
| | | | | | | 大型陶板タイル | ワックス清掃 | 150.38 | |
| | | | | | | フローリングブロック | ワックス清掃 | 65.93 | |
| | | | | | | | | ワックス小計 | 387 |
| | | | | | | その他 | | 78 | |
| | | | | | | 総面積 | | 1,954 | |

空調機保守点検対象機器表

| 設置場所 | 仕様 | フィルター 枚数総数 | 台数 | 名称 |
|---------------------------|-------------------------------|---------------|----------------|-----------|
| 1 F 発電機室 | 天吊型除塩フィルターユニット | 10 枚 | 1台 | フィルターユニット |
| | 処理風量：10,800CMH 圧力損失：160～280Pa | | | |
| | プレフィルター 610×305×20D 2 枚 | | | |
| | プレフィルター 610×305×20D 3 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 610×610×290D 2 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 610×610×290D 3 枚 | | | |
| 1階セミナー室B | 天吊型除塩フィルターユニット | 2 枚 | 1台 | フィルターユニット |
| | 処理風量：750CMH 圧力損失：60～103Pa | | | |
| | プレフィルター 610×305×20D 1 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 610×305×290D 1 枚 | | | |
| 1階衛生機械室 | 天吊型除塩フィルターユニット | 2 枚 | 1台 | フィルターユニット |
| | 処理風量：750CMH 圧力損失：60～103Pa | | | |
| | プレフィルター 610×305×20D 1 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 610×305×290D 1 枚 | | | |
| 1階電気室 | 天吊型除塩フィルターユニット | 2 枚 | 1台 | フィルターユニット |
| | 処理風量：750CMH 圧力損失：60～103Pa | | | |
| | プレフィルター 610×305×20D 1 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 610×305×290D 1 枚 | | | |
| 1階展示室 | 天吊型除塩フィルターユニット | 2 枚 | 1台 | フィルターユニット |
| | 処理風量：750CMH 圧力損失：60～103Pa | | | |
| | プレフィルター 610×305×20D 1 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 610×305×290D 1 枚 | | | |
| 1階大会議室 | 天吊型除塩フィルターユニット | 4 枚 | 1台 | フィルターユニット |
| | 処理風量：3,000CMH 圧力損失：85～148Pa | | | |
| | プレフィルター 610×305×20D 1 枚 | | | |
| | プレフィルター 610×610×20D 1 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 610×305×290D 1 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 305×610×290D 1 枚 | | | |
| 2階機械室 | 天吊型除塩フィルターユニット | 4 枚 | 1台 | フィルターユニット |
| | 処理風量：4,400CMH 圧力損失：155～273Pa | | | |
| | プレフィルター 610×305×20D 1 枚 | | | |
| | プレフィルター 610×610×20D 1 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 610×305×290D 1 枚 | | | |
| | 除塩フィルタ 305×610×290D 1 枚 | | | |
| 1階資料室 1階工作室 1階実験準備室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 3 枚 | 室外機1台 室内機4台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：22.4kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：2.8kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：4.5kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：14.0kw（天井カセット2方吹出） | | | |

| 設置場所 | 仕様 | フィルター 枚数総数 | 台数 | 名称 |
|------------------------------|-----------------------------|---------------|----------------|-----------|
| 1階大会議室準備室 1階調整室 1階大会議室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 3 枚 | 室外機1台 室内機3台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：22.4kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：2.2kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：22.4kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 1階電気室 | パッケージ型空気調和機 | 2 枚 | 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 冷房専用床置形プレナム室付 | | | |
| | 冷房能力：28.0kw | | | |
| | 室内ファン 風量：8.0kw | | | |
| 1階エントランスホール | マルチパッケージ型空気調和機 | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：22.4kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：11.2kw（天井埋込両ダクト形） | | | |
| | | | | |
| 1階応接室 1階事務室 1階所長室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 4 枚 | 室外機1台 室内機4台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：22.4kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：2.8kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：4.5kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：14.0kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 1階セミナー室A | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：14.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 1階セミナー室A | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：14.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 1階マルチメディア会議室 | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：22.4kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：11.2kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 1階食堂・談話室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 5 枚 | 室外機1台 室内機5台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：28.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：5.6kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 1階セミナー室B 1階準備室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 3 枚 | 室外機1台 室内機3台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：35.5kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：8.0kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：11.2kw（天井カセット3方吹出） | | | |
| 1階共通モール 1階展示室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 7 枚 | 室外機1台 室内機7台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：69.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：9.0kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：11.2kw（天井カセット3方吹出） | | | |
| 1階委託業者控え室 | ルームエアコン | 1 枚 | 室外機1台 室内機1台 | ルームエアコン |
| | 壁掛型 | | | |
| | 冷房能力：2.2kw | | | |

| 設置場所 | 仕様 | フィルター 枚数総数 | 台数 | 名称 |
|--|-----------------------------|---------------|----------------|-----------|
| 2階宿直室 塔屋観測機器置場 1 1階招へい研究者室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 3 枚 | 室外機1台 室内機3台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：22.4kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：4.5kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：5.6kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階データ保管庫 2階サーバネットワーク室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 5 枚 | 室外機1台 室内機4台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：35.5kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：4.5kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：5.6kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階データ保管庫 2階サーバネットワーク室 | マルチパッケージ形空気調和機 | 5 枚 | 室外機1台 室内機4台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：35.5kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：4.5kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| | 室内機 冷房能力：5.6kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階電離層観測室 | パッケージ型空気調和機（トリプル同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機3台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：22.4kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：8.0kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階環境利用研究所 | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：14.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階環境利用研究所 | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：14.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階海洋環境研究室 | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：14.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階海洋環境研究室 | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：14.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階大気環境研究室 | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：14.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 2階大気環境研究室 | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：14.0kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：7.1kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 観測機器置場 2 | パッケージ型空気調和機（ツイン同時運転マルチ） | 2 枚 | 室外機1台 室内機2台 | パッケージエアコン |
| | 室外機 冷房能力：22.4kw | | | |
| | 室内機 冷房能力：11.2kw（天井カセット2方吹出） | | | |
| 1階事務室 2階環境利用研究所 2階海洋環境研究室 2階大気環境研究室 | 天井吊型乾式除湿機 | | 1台 | 除湿機 |
| | 除湿能力：1.1kw | | 2台 | |
| | 処理風量：7.0CMM | | 2台 | |
| | | | 2台 | |

| | | | |
|----------|--------|----------|-----------|
| 契約 番号 | 平成23年度 | 契約 月日 | 平成23年4月1日 |
|----------|--------|----------|-----------|

作業請負契約書

(契約保証金免除)

件名 恩納研究庁舎建物等維持管理及び機械警備業務請負作業

作業場所 仕様書のとおり。

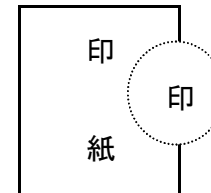
作業期間 平成 23 年 4 月 1 日 から
平成 24 年 3 月 31 日 まで

契約金額 金 _____ 円 (うち消費税及び地方消費税額 _____ 円) 也

この消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8.2及び第72条の8.3の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて算出した額である。

上記の契約について、独立行政法人 情報通信研究機構 契約担当理事 鈴木 茂樹 を甲とし、

請負者 _____ を乙とし、次の条項により契約する。



(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の作業を誠実に実施し、甲の指定する日時までに完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項または仕様書に疑義があるときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、乙は第8条の規定による監督職員の指示に従うものとする。

3 乙は、本契約の締結後、甲が特に必要ないと認めた場合を除き、速やかに図面及び仕様書に基づく作業費内訳明細書及び工程表（各1通）を作成し、甲に提出して、その承認を受けるものとする。

(権利義務の承継)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を一括して第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(施設等の使用)

第3条 甲は、この契約の履行に必要な施設等を乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設等の使用にあたっては、善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。

3 乙は、故意または重大な過失によって、第1項の施設等をき損したときは、甲の指定する期間内に原状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。

4 作業に必要な光熱水料は、甲の負担とする。

(作業員)

第4条 乙は、作業を履行するにあたり甲の建物、敷地内へ立入る必要があるときは、あらかじめ甲に書面により作業員名簿を通知するものとする。

(下請業者)

第5条 乙は、本契約に関する業務の一部を、乙の責任において下請業者に再委託することができる。この場合、乙は甲に対し、その旨をあらかじめ書面により届け出なければならない。

2 前項の場合において、下請業者の行為はすべて乙の行為とみなすものとし、乙は本契約において負う責任を免れることはできない。

(作業内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、作業の内容を変更し、若しくは作業を一時中止することができる。この場合において、請負金額又は請負期間を変更する必要がある時は、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰しがたい事由がある場合は、この限りではない。

(代理人)

第7条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の場合において、代理人の行為はすべて乙の行為とみなすものとする。

(監督)

第8条 甲は、乙の契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は監督職員を定め、契約条項及び仕様書等に基づき、作業内容、使用材料、工程等に関し、指示、その他の方法により必要な監督を行わせることができる。

2 甲は、監督職員を定めたときは、その職員の氏名及び権限並びに事務の範囲を乙に通知するものとする。

3 乙は、監督職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

4 監督職員は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、作業が完了したときは、甲の定める書面をもって甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の届け出を受理した日から起算して10日以内に成果物について検査を行い、検査に合格したときをもって成果物の引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け出をし、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引き渡すものとする。

(一般的損害)

第10条 この契約の成果物の引渡し前に生じた成果物の亡失、破損等はすべて乙の責任とする。但し、その損害の発生が甲の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(臨機の措置)

第11条 乙は、災害防止等のため特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(不可抗力による損害)

第12条 天災その他乙の責に帰しがたい事由により作業上、甲に損害を与えた場合において、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認められるものについては、その損害は甲が負担するものとする。

(第三者に対する損害)

第13条 乙は、作業の実施について、第三者に損害を与える恐れがあるときは、あらかじめ自己の費用をもって必要な予防措置を講じるものとする。

2 乙は、作業の実施について、第三者に損害を与えたときは、その折衝及び賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合は、この限りではない。

(代金の支払)

第14条 乙は、検査に合格したときは、適法な支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受領したときは、当月末締め翌月末（請求書を受領した日の翌日から起算して支払期日までの期間を、以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

(支払遅延による遅延利息)

第15条 甲の責に帰すべき事由により、甲が約定期間内に代金を支払わないときは、この約定期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、当該金額に対し年 3.3パーセントの割合をもって計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

- 2 前項の定めにより計算した金額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(かし担保)

第16条 乙は、第9条第4項の引渡し後に発見された成果物のかしについて引渡しの日（当該かしが、乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、当該かしが発見された日）から1か年間担保の責を負わなければならない。

- 2 甲は、前項のかしの修補に代えて損害賠償の請求をすることができる。

(納期の猶予及び遅滞金)

第17条 乙の責に帰すべき事由により、頭書の請負期限までに作業を完了することができないときは、あらかじめ甲にその事由及び作業完了可能年月日を明示して期限の延伸を申し出るものとする。

- 2 甲は、期限を延伸しても契約の目的の達成に著しく支障がないと認めるときは期限を延伸することができる。
- 3 乙が期限を超えて作業を履行したときは、甲は前項の請負期限の延伸を承認した場合であっても、頭書の請負期限の翌日から起算して、作業が完了した日までの日数に応じて遅滞1日につき当該契約金額に年5パーセントの率を乗じて得た額の遅滞金を取得するものとする。ただし、その額が100円未満であるとき又は、天災地変等やむを得ない事由によるものであるときは、これを取得しない。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第18条 乙が、次号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として、第23条の損害金とは別に、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は

独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が、前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約金額の変更)

第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、次の各号に掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、協議の上、この契約の定める契約金額、その他これに関連する条件を変更することができる。

- (1) 仕様書その他契約条件の変更。
 - (2) 税法その他法令の制定又は改廃。
 - (3) 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他甲がやむを得ないと認めた理由に基づく条件の変更。
- 2 前項に定める契約金額の変更は、請負費内訳明細書に記載する価格によりこれを算出するものとし、これによりがたい場合には、甲乙協議してその金額を変更することができる。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なしに、契約書に定める期限までに、この契約を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が解約を申し出たとき。
 - (3) この契約の履行に関し、乙又はその代理人（下請人は代理人とみなす）、使用人に著しい不正な又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 乙が、破産の宣告を受け、又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続きの申立てがある場合など、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第22条 甲は、第20条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の100分の20に相当する金額を乙から違約金として取得するものとする。ただし、その額が100円未満であるとき又は第1号及び第2号に定める場合において、乙の責に帰しがい事由があるときは、これを取得しない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第23条 甲又は乙は、第20条又は第21条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。損害の算定にあたっては、自らの義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除くものとする。

(特許法等上の権利の損害の禁止)

第24条 乙がこの契約の履行にあたり、第三者の有する著作権法、特許法、実用新案法、意匠法若しくは商標法上の権利又は技術上の知識を侵害したため、甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(支払代金の相殺)

第25条 この契約により、甲が、乙から取得する金額があるときは、甲は、この金額と乙に支払う代金と相殺することができる。

(技術情報の取扱)

第26条 乙は、この契約の履行上において得た技術情報をすべて甲に開示するものとし、その内容についての利用及び処分権利は、甲が特別に認めたもの及び乙が契約締結時既に所有していると立証されたものを除き、甲が所有するものとする。

2 乙が、甲に帰属する技術情報を甲との契約以外に利用し、又は第三者に開示しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。

(成果物の部分使用)

第27条 甲は、成果物の一部が完了した場合において必要があるときは、完了した部分について検査を行った後、その合格部分の全部又は一部を乙の同意を得て使用することができるものとする。

2 甲は、成果物の未完了の部分についてもやむを得ない場合においては、乙の同意を得てこれを使用することができるものとする。

3 前項の場合において、甲はその使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 甲は、第1項又は第2項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(成果物の自由使用权)

第28条 甲は、この契約の成果物を自由に使用することができるものとする。

(秘密の保全)

第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 個人情報の秘密保持については、本契約書附則に定めるところによる。

(紛争の解決)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判管轄)

第31条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するために、本契約証書2通を作成し、双方記名、捺印の上、各1通を保管する。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市貫井北町4-2-1
独立行政法人 情報通信研究機構
契約担当理事 鈴木 茂樹

乙 住所
氏名

附 則

第1条（個人情報の秘密保持）

乙は、本件業務の遂行および契約の履行に関して知り得た甲の保有個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ）を、本契約の有効期間中のみならず、本契約解除後も永久に、正当な理由なく第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2条（個人情報の利用制限）

乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を本件業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

- 2 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を加工・複製してはならない。但し、事前に甲に対して加工、複写が業務上必要である旨を通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

第3条（安全対策）

乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して技術面および組織面において必要な安全対策を講じるものとする。

- 2 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を扱う業務の執行場所について入退管理や施錠、甲より提供を受けた甲の保有個人情報の持出時の管理等、適切な安全対策を講じるものとする。
- 3 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を適正に取り扱うため、乙の従業者（役員、正社員、契約社員、協力会社社員、派遣社員、アルバイト等雇用形態を問わない）に対して教育を行うものとする。
- 4 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報は、本件業務の終了後、甲の指示に従い、甲から提供を受けた個人情報並びにその複製物及び複写物のすべてを甲に返還し、又は、廃棄しなければならない。

第4条（再委託の制限）

乙は、甲の保有個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託業務の内容、再委託先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項のただし書に基づく再委託を行う場合において、再委託先に対して個人情報保護に関する十分な監督を行わなければならない。

第5条（報告及び監査）

乙は、甲に対し、甲より提供を受けた甲の保有個人情報の取扱状況につき、月に1回の割合で定期的に報告を行わなければならない。

- 2 甲は、事前に通知することなく、乙の個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況につき監査を行うことができる。
- 3 前項の監査の結果、個人情報の取扱状況が望ましくない場合及び契約が遵守されていないことが確認された場合、甲は乙に対して改善要求を行うことができるものとし、乙は、対応方法について甲と相談の上、速やかに対応しなければならない。

第6条（事故時の対応及び責任）

乙は、個人情報の漏えい等の事故が生じた場合には、速やかに甲に対しこれを報告し、適切な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。